

## 国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則の一部を改正する規則

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第2条第2項の規定に基づき、外国人研究員の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (外国人研究員の定義)

第2条 この規則において外国人研究員とは、学術研究の推進を図るため、共同研究等に参画させることを目的に京都大学が招へいし、大学との契約により法人の職員として雇用する者をいう。

### (他の規則等との関係)

第3条 この規則及び労働契約に定めるもののほか、外国人研究員の就業に関する事項は、就業規則の規定を準用する。ただし、同規則第9条、第11条から第13条まで、第15条第1項第3号、第23条、第46条及び第64条の規定は適用しない。

2 外国人研究員の採用については、京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)第3条第3項の規定を準用する。

### (雇用契約の期間)

第4条 雇用契約の期間は、1年を超えないものとし、会計年度途中で契約する場合は、その終期を当該年度の末日とする。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

### (雇用年齢の特例)

第5条 大学が特に必要と認めた場合は、就業規則第22条第1項に定める定年年齢を超えて雇用することがある。

### (給与)

第6条 外国人研究員には、次の各号に掲げる給与を支給する。

(1) 俸給

(2) 通勤手当

~~2 外国人研究員の俸給は、甲種及び乙種とし、甲種は極めて顕著な研究業績を有する者に、乙種はその他の者に適用する。~~

2 俸給の月額は、別表に掲げる額とし、雇用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。

~~3 乙種適用者の号俸は、その者の大学卒業若しくは短期大学卒業後の経験年数をもとに、別表第1及び別表第2により決定する。~~

~~4 俸給の月額は別表第3のとおりとする。なお、乙種については、都市手当及び雇用期間(雇用期間が会計年度を超える場合は、通算した期間)の区分に応じた俸給月額とする。~~

3.5 通勤手当の月額は、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第18条の規定を準用して得られた額とする。

4.6 前項までに掲げるもののほか、給与の支給に関する事項については、給与規程の規定を準用する。

### (中略)

### 附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において外国人研究員として雇用していた者を引き続き外国人研究員として雇用する場合及び改正前の規定により外国人研究員として雇用することが予定されている場合で総長が特に必要と認める場合における当該者に係る改正後の別表の適用については、なお従前の例による。

別表第1—外国人研究員(乙種適用者)の号俸格付基準表

号俸	大学卒業後の経験年数	短期大学卒業後の経験年数
1	<del>0年以上～2年未満</del>	<del>0年以上～5年未満</del>
2	<del>2～7</del>	<del>5～10</del>
3	<del>7～12</del>	<del>10～15</del>
4	<del>12～19</del>	<del>15～22</del>
5	<del>19～26</del>	<del>22～29</del>
6	<del>26～32</del>	<del>29～35</del>
7	<del>32～</del>	<del>35～</del>

(注)上記以外の学歴を有する者については、~~国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則別表第5の修学年数調整表により、いずれか有利な方の学歴に調整するものとする。~~

別表第2—経験年数換算表

経歴		換算率
外国政府等公的機関又は教育・研究機関の職員としての在職期間	教育、研究系職員として在職した期間	100/100
	その他の期間	80/100
学歴又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る)		100/100
民間会社の職員としての在職期間		80/100
兵役期間、牧師、修道女等の期間		80/100
その他の期間	教育、研究等に関する職務に従事した期間で、その職務についての経験が直接役立つと認められる期間	100/100
	その他の期間	50/100

別表第3—外国人研究員の俸給月額表

区分			俸給月額										
甲種			814,000円										
種	雇用期間	都市手当	号俸及び俸給月額										
			1	2	3	4	5	6	7				
			乙	6	売給	10%	413,000円	469,000円	527,000円	576,000円	624,000円	672,000円	702,000円
						6%	398,000円	452,000円	508,000円	555,000円	601,000円	647,000円	677,000円
				1	以地	3%	386,000円	439,000円	494,000円	540,000円	584,000円	629,000円	657,000円
非支給地	375,000円	427,000円				479,000円	524,000円	567,000円	611,000円	638,000円			

満 未 給 月 給	支 給 地	10%	<del>361,000</del> 円	<del>411,000</del> 円	<del>461,000</del> 円	<del>504,000</del> 円	<del>546,000</del> 円	<del>588,000</del> 円	<del>614,000</del> 円
		6%	<del>348,000</del> 円	<del>396,000</del> 円	<del>445,000</del> 円	<del>486,000</del> 円	<del>526,000</del> 円	<del>566,000</del> 円	<del>592,000</del> 円
		3%	<del>338,000</del> 円	<del>385,000</del> 円	<del>432,000</del> 円	<del>472,000</del> 円	<del>511,000</del> 円	<del>550,000</del> 円	<del>575,000</del> 円
	非支給地	<del>328,000</del> 円	<del>373,000</del> 円	<del>419,000</del> 円	<del>458,000</del> 円	<del>496,000</del> 円	<del>534,000</del> 円	<del>558,000</del> 円	

~~(注) 都市手当の支給地区分については、給与規程第16条(都市手当)の支給地区分による。~~

別表 外国人研究員の俸給月額表

号俸及び俸給月額									
<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>
<u>350,000</u> 円	<u>400,000</u> 円	<u>450,000</u> 円	<u>500,000</u> 円	<u>550,000</u> 円	<u>600,000</u> 円	<u>650,000</u> 円	<u>700,000</u> 円	<u>750,000</u> 円	<u>800,000</u> 円